

## 新しい生活様式に基づく新潟市総合福祉会館

### 利用ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と施設の開館の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、新潟市総合福祉会館内各施設の利用に係る基本的な考え方を示すものです。

なお、状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しなどを行うことがあります。

#### 「新しい生活様式」とは（実践例）

##### （1）一人ひとりの基本的感染対策

##### 感染対策3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

人との間隔は、できるだけ2m空ける

会話をする際は、可能な限り真正面を避ける

外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。

家に帰ったらまず手や顔を洗う。

人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。

手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）

##### （2）日常生活を営む上での基本的な生活様式

まめに手洗い、手指消毒       咳エチケットの徹底

こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）

身体的距離の確保       「3密」の回避（密集・密接・密閉）

一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行

毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

## 1 基本的な感染症対策を実施する

### ○体調不良の方の活動自粛

- ・発熱等の風邪の症状がみられる時や体調がすぐれない方の利用は控える。
- ・多目的ホール、機能訓練用プール、機能回復訓練室を利用する場合は、利用前に参加者全員の検温を行うこと。

### ○感染予防・感染拡大を防ぐ

- ・入館の際には、手洗いや手指の消毒を行うこと。
- ・施設内ではマスクの着用、咳エチケットを徹底すること。

### ○「3密」(密集・密接・密閉)を徹底的に回避した上で活動する

**密集しない** 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。

(対策例)

- ▷ 人の密度を下げるために、長机1台につき、一人など、席の配置を考慮する。
- ▷ 対人距離を確保して活動する。(できるだけ四方2mを空けることを目安)なるべく、対面方式は避ける。
- ▷ 部屋の定員の概ね1/2の人数で開催するなど会場を広く使う。
- ▷ 利用人数は収容定員の半分以下の人数とする。

**密接しない** 飛沫を発生させないように、工夫する。

(対策例)

- ▷ 近距離での会話や発声の際はマスクを使用
- ▷ 大声を出したり、歌を歌ったりする場合は、十分人との間隔を確保し、一方向に向けて活動すること。(マイクを利用する時は、利用者ごとに拭くなど感染予防に十分配慮する)
- ▷ 息が上がる激しい活動の際は、より一層距離を空ける。
- ▷ 特に、飛沫や唾液が床に落ちるような活動を行った後は床を拭く。
- ▷ 飲食を伴う活動を行う場合は、手洗いを徹底し、飛沫を発生させないようにする。また、対面での会食を避け、会話は控える。

**密閉しない** 換気を徹底する。

(対策例)

- ▷ 可能であれば2方向の窓を同時に開けること。
- ▷ それが難しい場合でも、1時間に10分は窓を開けて換気を行う。

- ・活動前に新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを確認し、対策を講じる。チェックリストや参加者名簿を記載し、記載したものは、各団体で保管する。
- ・活動終了後の会話は控え、できるだけ速やかに退館する。

## 2 イベントの実施について（市主催のイベント等開催基準から抜粋）

- ・開催判断の目安（参加者は収容定員の半分の人数とする。）
- ・密閉空間での大声の発生や歌唱、または接近した距離での会話等は十分留意する。
- ・参加者が特定できること。

## 3 特に注意する活動

○集団感染リスクが高い下記の活動は、十分に対策をとること。

- 専ら運動することを目的とした活動  
（例）踊り、ダンス、体操、運動 など
- 密接が避けられない活動  
（例）囲碁、将棋、麻雀 など
- 大きな声を出すことや歌うこと  
（例）合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲 など
- 調理、会食を伴う活動

※上記の活動に使用する物品のうち適切な消毒が出来ないものは貸出しません。

## 4 活動日の参加者を把握する

参加者名簿を作成し、連絡先を把握しておいてください。（感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置。提出は不要。利用団体が1カ月間保管する）

## 5 利用を中止する施設など

換気ができない部屋の利用は、当面の間中止

## 6 本ガイドライン対象施設

本ガイドラインの対象となる総合福祉会館内の各施設は、それぞれの利用目的により、下表の施設を基準とします。

本ガイドライン対象施設	基準となる施設
貸室（会議室、大集会室、視聴覚室、作業室、調理実習室、技能習得室及びプレイルーム）	社会教育施設（公民館）
図書コーナー、対面朗読室	社会教育施設（図書館）
多目的ホール（更衣室含む）	社会体育施設（屋内体育館）
老人福祉センター・障がい者福祉センター（機能訓練用プール、障がい者用娯楽室、障がい者用浴室、高齢者娯楽室、機能回復訓練室）	老人福祉センター（一部社会体育施設に準じる）

## 7 適用期間

本ガイドラインの適用は令和 2 年 6 月 23 日(火)から当面の間とし、状況の変化があった場合には見直す。